

2008年11月10日

mail ニュース

9・通巻197号

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史

TEL 03-5381-0250

東京自治労連弁護団が総会を開



東京自治労連弁護団は11月7日、第13回の総会を開催しました。今年、古希を迎えた白川弁護団代表、東京自治労連荻原委員長の挨拶の後、3本の特別報告がありました。

第一は10月に行われたILO要請団の報告です。報告したのは公務公共一般から参加した書記長の伊藤さんです。10月11日から16日まで行われた要請では、日本の自治体非正規労働者に対してはパートタイム労働法が適用除外とされているため、関連労働者も含めて劣悪な待遇に置かれていることを訴えました。対応した国際労働局チーム・コーディネーターのシャウナ・オルニーさんは、「リアルな状況を委員会に伝えるための大変重要な情報だ。正規と非正規の差別がジェンダー（女性差別）に深くかかわっていることがわかった」と述べました。

二つ目は、10月17日から22日にかけてアメリカで開催された公務労組国際会議に出席した尾林弁護士の報告です。この会議にはカナダ・ケベック州中央労組連盟、アメリカ電気・通信・機械労組（UE）、メキシコ真正労働者同盟（FAT）、インドなどで、日本からは全労連、国公労連、自治労連、全教が参加しました。会議そのものが丸四日間も開催されているので、全体を紹介することは到底出来ませんが、尾林弁護士の報告書によれば、『格差大国アメリカ』の実情と、そこで人間らしい暮らしと権利を求めて運動する方たち、そのような運動の交流のために世界各国から集まった人たちの運動のすばらしさを記録にとどめた」とのことです。

三つ目が小部弁護士が自ら関わった「適格性欠如等による分限処分と人事委員会の取り組み」についてです。「適格性欠如」とは、精神疾患なども含めた要因により職場で働き続けにくくなった方々に対して、分限処分が増加している状況とこれに対する取り組みについて紹介したものです。

目黒区職労からは、一昨年起きた「庁用バイク及び庁用車の私的使用事故」に関わって、施設長（係長）が当該職員に対する監督責任を理由にして、管理職よりも重い懲戒処分（戒告）が発令された事件について報告がありました。

その後、この一年間の弁護団活動報告として、中野非常勤保育労働者の解雇反対闘争の勝利報告、教育庁支部・坂本裁判の闘い、非常勤職員に対して実質的に5年有期雇用を持ち込む改正を行った東京都に対して、公務公共一般が団体交渉を申し入れていることに対して都が拒否しているための都労委闘争、さらに全国弁護団の取り組みなどについて報告がありました。

事務局が、この一年間の事務局会議を始めとした取り組みについて報告、来年度の活動方針。事務局

体制について提案しました。代表には新たに平ら弁護士が就任、事務局長も久保木弁護士に代わりました。久保木弁護士は昨年よりストライキ時の弾圧対策を担当していただいている方であり、今年も早速12日、18日の対応をお願いしています。